

令和2年第1回臨時会
愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和2年7月16日

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
臨時議長の選出	3
開会の宣告	3
仮議席の指定	3
議長選挙	3
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
副議長の選挙	4
諸般の報告	5
広域連合長あいさつ	5
同意第2号	6
同意第3号	7
承認第2号	8
承認第3号	8
承認第4号	9
承認第5号	14
広域連合長あいさつ	15
閉会の宣告	16

議事日程

令和2年7月16日（木曜日）午前10時開議
 ホテルメルパルク名古屋2階「平安」の間

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長の選挙

追加議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- 第5 諸般の報告
- 第6 同意第2号 監査委員の選任について
- 第7 同意第3号 監査委員の選任について
- 第8 承認第2号 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 第9 承認第3号 令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 第10 承認第4号 令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 第11 承認第5号 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

会議に付した事件
 議事日程のとおり

出席議員（31名）

伊藤 建治	中野 裕二	鬼頭 博和
岡島 政信	則竹 安郎	木全 信明
丸山 幸子	川嶋 恵美	江崎 貴大
加藤 久豊	田中 雅章	福本 貴久
山崎 高晴	大屋 明仁	加藤 学
稲吉 照夫	窪谷 文克	青木 直人
伊藤 紋次	堀内 重佳	大向 正義
松崎 正尚	森下 田嘉治	吉田 茂
長谷川 由美子	岡田 ゆき子	斎藤 まこと
河本 ゆうこ	塚本 つよし	松井 よしのり
斉藤 たかお		

欠席議員（3名）

吉田正昭

長谷川敏廣

浅井康正

説明のため出席した者

広域連合長

河村たかし

副広域連合長

竹本幸夫

事務局長

鈴木孝昌

会計管理者兼出納室長

松澤真由美

総務課長

大澤英樹

管理課長

山田耕平

給付課長

川島浩資

職務のため出席した者

議会事務局長

小寄和義

議会事務局書記

中村賀彦

午前10時 開会

○議会事務局長（小寄和義） 議会事務局長の小寄でございます。

本広域連合議会におきましては、さきに、議員の改選等により、堀田伸一議長及び成田たかゆき副議長がそれぞれ辞職されております。

したがいまして、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。

出席議員中、田中雅章議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。

田中雅章議員、議長席へ御着席願います。

（臨時議長 田中雅章議員 議長席 着席）

○臨時議長（田中雅章） ただいま御紹介をいただきました田中でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまの出席議員は30人でございますが、議員定数の34人中、半数以上の出席をいただいております。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから、令和2年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（田中雅章） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長が指名することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（田中雅章） 御異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定をいたしました。

それでは、本日配付いたしました「議長候補者略歴書」をごらんください。

本広域連合議会議長に、丸山幸子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました丸山幸子議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（田中雅章） 御異議なしと認めます。よって、丸山幸子議員が議長に当選をされました。

丸山幸子議員が議長におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました丸山幸子議員から、ごあいさつをお願いいたします。

それでは、丸山幸子議員。

（丸山幸子議長 演壇であいさつ）

○議長（丸山幸子） ただいま御推挙いただきまして、議長という要職に就かせていただくことになりました丸山幸子でございます。皆様方の御指導、そして、御協力を得ながら、この広域連合議会が円滑な議会運営を行っていただけるよう努めさせていただきます。議員の皆様方の御指導、そして、御協力を心からお願いをし、就任のあいさつとさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○臨時議長（田中雅章） 皆様方の御協力によりまして、私の職務は終了いたしました。

以上をもって、議長と交代します。よろしく申し上げます。

（田中雅章臨時議長 自席へ）

（丸山幸子議長 議長席へ）

○議長（丸山幸子） それでは、追加議事日程に従い、議事を進めさせていただきます。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり、議長において指定いたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第74条の規定により、本臨時会の会議録署名議員を指名いたします。

則竹安郎議員、木全信明議員をお願いいたします。

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丸山幸子） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丸山幸子） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丸山幸子） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、本日配付しました「副議長候補者略歴書」をごらんください。

本広域連合議会の副議長に、伊藤紋次議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました伊藤紋次議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丸山幸子） 御異議なしと認めます。よって、伊藤紋次議員が副議長に当選されました。

伊藤紋次議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました伊藤紋次議員からごあいさつをお願いいたします。

伊藤紋次議員。

（伊藤紋次副議長 演壇であいさつ）

○副議長（伊藤紋次） ただいま指名推選をいただき、副議長の要職に選任いただきました東栄町議会の伊藤紋次でございます。

議長の補佐はもとより、議会の円滑な運営に努め、当広域連合の発展に微力ながら寄与し、職責を全うしたいと存じます。

皆様方の格別の御協力、御指導を賜りますようお願い申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

（伊藤紋次副議長 自席へ）

○議長（丸山幸子） 次に、日程第5、「諸般の報告」を行います。

吉田正昭議員、長谷川敏廣議員、浅井康正議員から、本日は欠席する旨の届出がありました。

また、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

次に、広域連合監査委員から、監査基準についての通知及び例月出納検査の結果に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、ここで、広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（河村たかし） 議長。

○議長（丸山幸子） 河村広域連合長。

（河村たかし広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（河村たかし） おはようございます。広域連合長の名古屋市長の河村たかしでございます。

令和2年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、本日は大変御多用の中、御参集を賜りまして、誠にあ

りがとうございます。

また、日頃より、広域連合と各市町村とが連携して運営しております後期高齢者医療制度につきまして、格別な御理解、御協力を賜っておりますことに対して、厚く御礼を申し上げます。

今後も引き続き、広域連合議会の議員としてのお立場から、御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度は、平成20年度の制度開始以来12年を経過し、本年度で13年目となります。昨年度の当広域連合の被保険者数は、高齢化の進展により、制度発足年度の約1.5倍である95万3,000人、医療費のほうは、医療の高度化等により、約1.87倍の9,150億円と、いずれも大きく増加しており、広域連合が被保険者の健康や医療において果たす役割も大変大きなものになっているところでございます。

また、本年は、新型コロナウイルス感染症が全世界で拡大する中、我が国においても緊急事態宣言の発令や定額給付金の支給等、国を挙げて各方面で様々な対策が取られているところであり、当広域連合におきましても、新型コロナウイルス感染症への対応として、傷病手当金制度の創設や保険料減免の特例措置を講じたところでございます。

このほかにも、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進等いろいろな課題がございますが、広域連合といたしましては、被保険者の健康の保持や医療の確保等を図るため、市町村と連携して、制度の安定的かつ円滑な運営に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本日の臨時会におきまして、監査委員の選任の人事同意案件を2件、条例及び補正予算の専決処分承認案件を4件上程させていただいております。

皆様の御理解をいただき、御審議並びに御議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

以上です。

（河村たかし広域連合長 自席へ）

○議長（丸山幸子） 次に、日程第6、同意第2号「監査委員の選任について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（河村たかし） 議長。

○議長（丸山幸子） 河村広域連合長。

○広域連合長（河村たかし） 同意第2号「監査委員の選任について」、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の1ページ及び議案参考資料1ページをそれぞれごらんください。

広域連合の監査委員につきましては、広域連合規約第16条第1項におきまして2人と定められており、同条第2項におきまして、いわゆる識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1名を選任することとされております。

このうち識見を有する者といたしまして選任されております後藤道夫監査委員の任期が本年7月25日をもって満了いたしますが、引き続き、後藤道夫氏を監査委員に選任したく、御提案申し上げるものでございます。

後藤道夫氏は、名古屋市の職員として、保険年金課長、緑区区民福祉部長を歴任され、

現在は、当広域連合のほか、愛知県国民健康保険団体連合会代表監事を務められております。

人格高潔で、優れた識見を有する者として、引き続き選任いたしたく存じますので、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（丸山幸子） 提案理由の説明が終わりました。

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件を提案のとおり同意することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（丸山幸子） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は同意することに決定しました。

次に、日程第7、同意第3号「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、長谷川由美子議員の退席を求めます。

（長谷川由美子議員 退席）

○議長（丸山幸子） 本件について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（河村たかし） 議長。

○議長（丸山幸子） 河村広域連合長。

○広域連合長（河村たかし） 同意第3号「監査委員の選任について」、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の3ページ及び議案参考資料3ページをそれぞれごらんください。

同意第2号で御説明したとおり、広域連合の監査委員につきましては、いわゆる識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任することとされております。

このうち広域連合議員から選任されておりました服部修寛監査委員が議員を辞職されましたので、新たに長谷川由美子議員を監査委員に選任したく、御提案申し上げるものでございます。

長谷川由美子議員は、人格高潔で、豊富な議員経験をお持ちの方であり、監査委員の適任者と存じます。選任につきまして、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（丸山幸子） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件を提案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丸山幸子） 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定しました。

退席中の長谷川由美子議員の入場を許可します。

（長谷川由美子議員 入場、自席へ）

○議長（丸山幸子） ただいま選任同意されました監査委員の長谷川由美子議員からごあいさつがございます。

長谷川由美子議員。

（長谷川由美子議員 演壇であいさつ）

○監査委員（長谷川由美子） ただいま監査委員の選任につきまして、御同意をいただきました長谷川由美子でございます。

監査の重要性を深く認識し、また、公正な立場から職務を全うしたいと存じます。

皆様方の御指導、御鞭撻のほどをどうかよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、監査委員就任のあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

（長谷川由美子議員 自席へ）

○議長（丸山幸子） 次に、日程第8、承認第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」及び日程第9、承認第3号「令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分について」の2件を一括議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（鈴木孝昌） 議長、事務局長。

○議長（丸山幸子） 事務局長。

○事務局長（鈴木孝昌） 事務局長の鈴木でございます。

それでは、私から、承認第2号及び承認第3号について、一括して御説明させていただきます。

議案書の5ページをごらんください。

まず、承認第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」でございます。

ページ中ほどの「提案理由」にございますように、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して、社会情勢に鑑み速やかに傷病手当金を支給する規定を定めるために、条例の一部改正の専決処分を行いましたので、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、別冊の議案参考資料で説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案参考資料の5ページをお開きください。

よろしいでしょうか。

そのこの2の「改正内容」にございますように、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して傷病手当金を支給するため、対象者、支給要件、支給額等についての規定を設けたものでございまして、本年4月24日に一部改正条例を公布し、当日から施行しております。

それでは、恐れ入りますが議案書にお戻りいただきまして、11ページをごらんください。

承認第3号「令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分について」でございます。

これは、ページ中ほどの「提案理由」にございますように、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して、傷病手当金を支給するために補正予算の専決処分を行いましたので、ご承認をお願いするものでございます。

2枚おめくりいただきまして、15ページをごらんいただきたいと思います。

第1条にございますように、歳入歳出それぞれ387万2,000円を増額補正し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,761億3,934万6,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、議案参考資料で説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案参考資料の9ページをごらんいただきたいと思います。

ページの下にあります「4 歳出予算説明」にございますように、傷病手当金、この傷病手当金は現行予算には科目がございませんでしたので、今回の補正予算で科目を新設いたしまして、その必要額として387万2,000円を予算措置するとともに、その財源といたしまして、その上の3の「歳入予算説明」になりますけれども、国から交付される調整交付金を予算措置するというものでございます。

ただいま御説明申し上げました承認第2号及び承認第3号につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して傷病手当金を支給するために、社会情勢に鑑み速やかに条例の改正及び予算の補正を行う必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、本年4月24日に、それぞれ専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、本議会に御報告し、御承認をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（丸山幸子） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、いずれも起立によって行います。

まず、承認第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を採決いたします。

本件を提案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（丸山幸子） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は提案のとおり承認されました。

次に、承認第3号「令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分について」を採決いたします。

本件を提案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（丸山幸子） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は提案のとおり承認されました。

次に、日程第10、承認第4号「令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の専決処分について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（鈴木孝昌） 議長、事務局長。

○議長（丸山幸子） 事務局長。

○事務局長（鈴木孝昌） それでは、承認第4号について、御説明申し上げます。

「議案書」の17ページをごらんください。

承認第4号「令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の専決処分について」でございます。

ページの中ほどの「提案理由」にございますように、令和2年7月の被保険者証の年次更新発送時に同封するリーフレットの追加封入業務の委託料に対する予算措置をするために、補正予算の専決処分を行いましたので、御承認をお願いするものでございます。

2枚おめくりいただきまして、21ページをごらんください。

第1条にございますように、歳入歳出それぞれ390万4,000円を増額補正し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,752万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、議案参考資料で説明させていただきますので、恐れ入りますが、「議案参考資料」の11ページをお願いいたします。

ページの下「4 歳出予算説明」にございますが、被保険者証の一斉更新発送時に同封するリーフレットの追加封入業務の必要額として390万4,000円を予算措置するとともに、その財源といたしまして、その上「3 歳入予算説明」になりますが、国から交付される調整交付金を予算措置するものでございます。

この補正予算を専決処分した理由を申し上げます。

当広域連合では、被保険者証の一斉更新につきましては、年度当初に業者と委託契約を締結して作業を進めておりました。ただ、今回のリーフレットの同封は、本年度の予算成立後に国から示された通知によるものでございまして、予算措置がされておらず、委託業務の内容にも含まれておりませんでした。

したがって、本年7月の一斉更新の発送時にリーフレットを同封するためには、委託契約の内容を変更して業務を追加する必要があると見做し、ですから、そのために必要な追加封入業務に対する予算措置といたしまして、専決処分を地方自治法第179条第1項の規定により行ったと。5月20日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、今議会に御報告し、御承認をお願いするというものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（丸山幸子） これより質疑を行います。

承認第4号に関して、岡田ゆき子議員から通告がありましたので、質疑を許します。

岡田ゆき子議員。

○議員（岡田ゆき子） ただいま議題となっております令和2年度広域連合一般会計補正予算（第1号）の専決処分について、質問します。

当該補正予算は、被保険者に送付する被保険者証の発送の際に、リーフレットの追加封入業務に関わる委託料を予算措置するものです。

3点聞きます。

1点目、追加封入するリーフレットとは、2021年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できることを知らせるものだとお聞きしています。その具体的な内容をお聞きします。

2点目、このリーフレットの被保険者への発送については、国から通知が発出されています。広域連合は、国からの通知を受けて発送業務を業者に委託するということですが、この通知の取扱いは、地方自治法上、どういう種類の通知に当たりますか。従うべき法律上の義務があるのか、お聞きします。

3点目、リーフレットが追加封入される被保険者証の発送時期はいつですか。

以上で1回目の質問を終わります。

○管理課長（山田耕平） 議長、管理課長。

○議長（丸山幸子） 管理課長。

○管理課長（山田耕平） マイナンバーカード取得促進に係るリーフレットにつきまして、3点お尋ねをいただきました。

1点目のリーフレットの具体的な記載内容についてでございます。

今回、被保険者証と併せて送付いたしましたリーフレットは、国が作成した原稿を用いて、当広域連合で印刷したものでございます。

このリーフレットの内容は、タイトルを「2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」といたしまして、保険証としての利用方法、利用するには事前に登録が必要なこと、12桁の数字は使用しないこと、よくある質問への回答などを記載しているところです。

次に、2点目の国通知の法律上の効力についてでございます。

その通知の内容につきましては、令和2年2月27日付で厚生労働省・総務省・内閣府の連名により、「オンライン資格確認等の実施を踏まえたマイナンバーカードの取得促進等について」が発出され、被保険者証の年次更新時に、マイナンバーカード申請書類・リーフレット・返信用封筒の3点を同封し、取得勧奨を行うよう依頼があったものでございます。

今回の国からの通知は、地方自治法第245条の4第1項等に基づく技術的な助言として行われており、地方公共団体の事務に関し、地方公共団体に対する助言として、客観的に妥当性のある行為を行い、又は、措置するように促したり、又は、それを実施するために必要な事項を示したりするものでございます。

当広域連合といたしましては、オンライン資格確認の導入に向けた事務が今後進められていくことから、オンライン資格確認においては、マイナンバーカードが健康保険証として使用可能になることを被保険者の皆様にお知らせすると趣旨から、被保険者証の年次更新において、リーフレットを同封することといたしました。

最後に、3点目のリーフレットを追加封入した被保険者証の発送時期についてでございます。

被保険者証の発送は、各市町村が7月10日金曜日に、各郵便局へ持ち込みをいたしました。また、簡易書留による郵送としておりますので、遅くとも7月下旬までにはお手元に届くものと考えております。

以上でございます。

○議員（岡田ゆき子） 議長。

○議長（丸山幸子） 岡田ゆき子議員。

○議員（岡田ゆき子） 答弁いただきました。

2点、再質問いたします。

市町村との協議状況についてです。

答弁では、リーフレットを入れた被保険者証の発送は既に始まっているということでした。すると、被保険者は、リーフレットを見て、マイナンバーカードが必要だと理解するのではないかと思います。現在も交付率は16%程度ですから、大半はマイナンバーカードの取得から始まることとなります。ところが、マイナンバーカードの取得だけではなく、保険証として利用するための初回登録が必要となります。それもオンライン上の作業しか

できません。厚生労働省の担当者さえ、「手続は複雑な仕組み」だと言われていました。

インターネットの環境のない高齢者は多いでしょうから、市町村に問合せや手続のお願いなど、集中することが予想されます。名古屋市の場合、マイナンバーカード取得のための人員と7月から開始されたマイナポイントの登録に関わる支援員を配置したようですが、健康保険証の登録に関する問合せや作業を支援する体制はありません。広域連合が広報を始めるのですから、それらの対応について市町村はどうしていくのか、市町村との協議状況をお聞きします。

もう一点は、保険証を利用する医療機関などの対応についてです。

このリーフレットが配付されれば、まず、被保険者は、自分が通っている医療機関や薬局でマイナンバーカードが使えると思ってしまう。しかし、医療機関等は、マイナンバーカードを認証するための端末機を購入し、オンライン回線工事、これが必要となるわけです。また、医療機関の受付では、被保険者が端末操作がうまくできないであるとか、初回登録していないマイナンバーカードを間違えて持ってきてしまった、こういうことがあれば、それらの説明や援助などが医療機関窓口で対応できるのか、また、端末の設置は任意ですから、設置していない医療機関にマイナンバーカードを持って受診してしまう場合も考えられます。混乱が起きるのではないですか。誰が責任を持つのか、このリーフレット発送によって、影響を受ける医療機関との協議がされているのか、状況をお聞きします。

○事務局長（鈴木孝昌） 議長、事務局長。

○議長（丸山幸子） 事務局長。

○事務局長（鈴木孝昌） リーフレットの配布について、市町村との協議状況及び医療機関との協議状況について、2点御質問いただきました。

まず、市町村との協議状況について、お答えいたします。

本年4月に、新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村担当課長会議を、資料を送付する形式で開催いたしました。そこで、リーフレットを被保険者証の年次更新に同封することについて、市町村と情報共有するとともに、協議事項といたしました。市町村からは特段の御意見はございませんでした。

各市町村においては、先ほどの国からの技術的助言で示されております初回登録等の手続支援の取組や国保・後期担当部局とマイナンバーカード交付担当部局との役割分担、こういったことに関する内容を踏まえて、それぞれ適切に取り組まれるものと認識しております。

次に、医療機関との協議状況について、お答えいたします。

今回送付いたしましたリーフレットには、マイナンバーカードの健康保険証としての利用に関する内容が記載されておりますが、この内容は、後期高齢者医療だけではなく、全ての医療保険の被保険者に関する一般的な内容でございますので、当広域連合としては、リーフレットの送付に当たり、医療機関等と特段の協議は行ってはおりません。

以上でございます。

○議員（岡田ゆき子） 議長。

○議長（丸山幸子） 岡田ゆき子議員。

○議員（岡田ゆき子） マイナンバーカードが健康保険証として利用できる仕組みには多くの問題があると思うのです。

市町村から特に意見はなかったという答弁でしたが、4月の時点での課長会議、まさにコロナ禍で通常の会議として開催できない中にあり、それどころではなかったというふうに思います。

特別定額給付金のマイナンバーカードを使ったオンライン申請では、名古屋市の区役所でも窓口申請や更新を求める人が集中して、3密状態で大変でした。その上、オンラインシステムはトラブルがたびたび起きました。役所の窓口で同様のことが起きないと言えるのでしょうか。被保険者にとって、マイナンバーカードを身分証として取得したとしても、複雑でわかりにくい初期登録をしてまで保険証としてマイナンバーカードを持つことにメリットがあるかも疑問です。

最も大きな問題は、医療機関や薬局の納得と理解が得られているかどうかということです。

医療機関は、コロナ禍で厳しい経営に直面しています。人員の確保も大変です。幾つかの医療機関に直接聞きましたが、マイナンバーカードが、「どの医療機関でも保険証として使えるというふうにも読み取れるこういうキャッチフレーズは問題だ」という意見です。端末機の設置と配線工事費にまず費用がかかり、その上、マイナンバーカードの紛失とか取り違いが起こった場合には、従来の保険証以上に混乱するかもしれないと言われております。設置は任意ですので、設置しないという選択ができるのですが、どの医療機関でも利用できるように読めるリーフレットの配布は、現場に混乱を持ち込むことになるというのが医療機関などの見方ではないかということです。

医療機関など、関係団体と協議をしていないという答弁でした。これは問題です。協議しないでリーフレットの配布を始めるというのは、手続として丁寧さに欠けるのではないのでしょうか。少なくとも医療機関からは、拙速に配布しないでほしいという声もあると思いますけれども、そういう確認もしていない。

ちなみに、名古屋市国保は、医療機関の団体などの意見を参考に、リーフレットの配布は当分見合わせる予定だと聞いています。

改めて連合長に聞きますが、先ほどの答弁で、リーフレットの発送に関する国からの通知は、法的義務がない技術的助言に当たるとのことです。広域連合や市町村の判断に委ねられるもので、この現状を見ても、急いでリーフレットを配布する必要はなかったのではないかと思います。

お答えください。

○広域連合長（河村たかし） 議長。

○議長（丸山幸子） 河村広域連合長。

○広域連合長（河村たかし） このマイナンバーカードいうものは誤解されておまして、これは、圧倒的に時代遅れの産物でございまして、今回の10万円の給付で皆さんようわかった。その先代が住基ネットということで、あれは、私は大反対しておりましたけれども、私が新進党、民主党にいたころは反対だったのですけれども、私がおらんようになったら、急に賛成になったと。むちゃくちゃな話ですけれども、大体住基ネットで3,000億円から1兆円無駄使いしたと言われております。それどころか、ああいうことをやっていたもんだで、その間にアメリカは、いわゆるG A F A、G o o g l eとか、ああいうのはいりませんよね、全然そんなものは、そちらのほうに負けて、負けてしまったという結論というこ

ともないですけれども、そういうふうになってしまったということですので、国からの助言です。だけれども、しょうがないで、最低限のことはやっていこうかと、そういうことでございます。

○議長（丸山幸子） 通告のございました質疑は以上です。

これより討論を行います。

承認第4号について、岡田ゆき子議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。

○議員（岡田ゆき子） 議長。

○議長（丸山幸子） 岡田ゆき子議員。

○議員（岡田ゆき子） 令和2年度広域連合一般会計補正予算（第1号）専決処分について、反対の立場で討論します。

政府は、マイナンバーカードの普及を促進させるための対策を本格化させています。

専決処分である本補正予算は、マイナンバーカードの普及促進のため、マイナンバーカードが健康保険証として利用できることを被保険者に広く知らせるリーフレットを送付する。この経費を計上するものです。

しかし、マイナンバーカードの普及は、全国でも取得は16%程度です。マイナンバーカードの取得や健康保険証として利用できるためのオンライン登録は、被保険者にとっては複雑で大変わかりにくく、たとえ取得したとしても、持ち歩くことによる紛失や取り違いなど、リスクのほうがかえって高まるだけであり、窓口の混乱も起きかねません。被保険者にとって、マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットはありません。

医療機関や薬局は、コロナ禍で経営がこれまでになく厳しくなっています。その上、マイナンバーカードを利用するためには、一部補助があるとしても、新たなインフラ整備とその費用を負担しなければなりません。紛失や漏洩の問題、保険証とマイナンバーカードの患者が混在し、煩雑になることは否めません。来年3月からは、従来どおり健康保険証を用いて支払基金オンラインシステムにより即時資格確認ができる予定ですから、マイナンバーを導入するメリットはどれほどあるのかとの意見があるのも当然です。

広域連合は、そうした医療機関の意見を聞くこともなく、拙速にリーフレットを送付するべきではありませんでした。広域連合の責任が問われます。

以上申し上げて、反対討論を終わります。

○議長（丸山幸子） 通告のございました討論は以上ですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

承認第4号「令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の専決処分について」を提案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（丸山幸子） 御着席ください。

起立多数です。よって、本件は提案のとおり承認されました。

次に、日程第11、承認第5号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（鈴木孝昌） 議長、事務局長。

○議長（丸山幸子） 事務局長。

○事務局長（鈴木孝昌） それでは、承認第5号について、御説明申し上げます。

議案書の23ページをごらんください。

承認第5号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」でございます。

ページ中ほどの「提案理由」にございますように、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことを事由とする保険料の減免について、社会情勢に鑑み速やかに申請が行えるよう、その申請期限等の特例を定めるために、条例の一部改正の専決処分を行いましたので、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容にきましては、別冊の議案参考資料で説明をさせていただきます。

議案参考資料の13ページをごらんください。

2の「改正内容」にございますように、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことを事由とする保険料の減免について、その申請期限及び減免対象の特例についての規定を設けたものでございまして、本年5月28日に公布し、同日から施行しております。

その下、3の「専決処分とした理由」でございます。

この条例改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことを事由とする保険料の減免を行うためのものであり、社会情勢に鑑み速やかに条例を施行する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により、本年5月24日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により今議会に御報告し、御承認をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（丸山幸子） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

承認第5号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を提案のとおり承認することに賛成の方は御起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（丸山幸子） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は提案のとおり承認されました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

広域連合長からあいさつしたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（河村たかし） 議長。

○議長（丸山幸子） 河村広域連合長。

（河村広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（河村たかし） 広域連合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会におきましては、全ての案件について提案どおりお認めをいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

当広域連合といたしましては、引き続き、市町村を始めとする関係機関との連携を図り

ながら、後期高齢者の方々はもとより、現役世代や住民の皆様の負担のバランスのもとに成り立つ、後期高齢者医療制度の適切な運営にしっかりと取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましては、今後とも格別な御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

（河村広域連合長 自席へ）

○議長（丸山幸子） これをもちまして、令和2年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

臨時議長 田中雅章

議長 丸山幸子

署名議員 則竹安郎

署名議員 木全信明